

第7回 新五流総フォローアップ委員会 議事要旨

日 時：平成25年8月26日（月）13：00～15：00

場 所：岐阜県庁 7階 7南1会議室

1. 議事

- (1) 規約の改正
- (2) 現状及び新五流総改定内容について
- (3) 今後の進め方

2. 議事要旨

- (1) 規約の改正

事務局より、規約の改正について説明があり、質疑がなされ委員の了解を得た。

- (2) 現状及び新五流総改定内容について

事務局より、新五流総改定に向けて現状の説明、並びに各施策の目標素案、施策の優先順位の判断基準について説明があり、質疑がなされた。交わされた質疑応答の主な内容は以下のとおりである。

・段階的な整備のイメージとして、木やレンガの家が示されているが、今回新たに耐震化、長寿命化について設定することから、一般の人が見た場合間違っているとえられるおそれもあり、何かいい表現を考えてもらいたい。

→前回は治水の観点から段階整備のイメージを一般の方々にもわかるように表現したものである。耐震化も含めて考えていきたい。

・河川構造物の耐震化の目標は、何か決めているか。これから考えることか。

岐阜県では、通常の堤防が少々沈下してもその役割が果たせなくなることはないが、2次、3次の緊急輸送路等に使用されるような堤防道路が沈下するということはあまりよろしくない。

→国土交通省が示すL2地震動に対する耐震性能の照査指針に沿って、評価し具体的にいつまでに対策をしていくのかという目標を、設定していきたいと考えている。

・長寿命化の本来の目標は、治水施設の機能を維持する上で予算を抑えるということではなく、長寿命化や維持管理計画の策定といった方が適正ではないか。

→訂正していく。

・計画的なソフト対策の取り組みについて、県が国や気象庁とどのように関わって市町村に情報を伝達するのか、あるいは住民の方に情報がどう伝わるかが見えにくい。ソフト防災の取り組みは大変良い事なので、当事者間が災害情報をどのように共有しているかが示されていると、ハード防災とソフト防災の両輪の重要性がより理解ができよいと思われる。

・ソフト対策の取り組みとあるが、水防法でどの辺まで規定されているのか。水防法がこの10年ほどでかなり変化してきているが、今後変化は少なくなるのであろうか。

→水防法で河川管理者に求められるものは、まず洪水予報河川と水位周知河川の指定である。洪水が発生した時に住民の方々が適切に避難できるよう、あるいは水防活動が適正に行えるように目的をもって情報が定められている。

これは10年ほど前に水防法の大改正があった時に組み込まれたものであり、その後水防法の改正は何度もあった。今年度も改正がされ、水防活動に今までは水防団の方々が中心であったが、企業や団体などが水防協力団体としてはいつていただけるようにするなどの必要な措置がされている。

・参考資料として、規定や経緯についてまとめられたものを示していただければと思う。

・「特別警報」関係の問題については、災害図上訓練時などに地元の方々に知っていただき、「過去に経験のない豪雨」といった時の対応の仕方も、災害図上訓練で理解していただくことが大事である。

上記警報等が発令されるときは、行政サイドや消防団が全然対応できない状態になっている。

いずれかのところでソフト面も、ハード面も想定できるところはやっておくという心構えで進めるという方がいいかと思われる。

県としてどのように対応するか検討していただき、「警報」の方ばかり先走りで進んでも、対応しなければいけないのは地元であるから、そういう点を注意していただきたい。

→委員長からお話の合った8月30日から運用開始される「特別警報」であるが、気象庁は、外形的にある基準に達したら、発令するといった状況になっている。

河川管理者としては、それが出たからどう行動していくかということではなく、出そうな状況だからどういった事前対策を考えていくということが必要となっていく。

自治体と連携しながら、そういう点も検討ができればと考える。

・現状として、ソフト対策の中でこのようなパンフレットをつくり、アラームメールなどの防災について、小中学校や高校に伝わっているか。

→学校教育の中での連携ということであれば、小学校については総合的な学習の一環として、環境プラス防災でテーマを設定していき、出先事務所で行い、そういう中で注意喚起として情報発信を行っている。

・伝えることは難しいものがあり、普通に暮らしている人たちには、安全だとなかなか危険意識がない。そういう中で、中学校とか小学校などの義務教育の範囲内でお伝えしていくことは、いいやり方ではないかと思われるので、よろしくお願ひしたい。

・「川と道のアラームメール」による情報提供として気になることは、大雨特別警報などの時に、急激な水位上昇が起こるアンダーパスなどは、「通行には十分注意して」とまでの情報を出していかないと、管理者責任を問われることとなる。都市施設や道路施設については、こういうものを出すとそういったところまで考えておかないといけなひ。

→総合的な治水対策という観点からは必要であるため、道路管理担当課に伝えていく。

・現在示している洪水ハザードマップは、どこが破堤するかわからないため、あらゆるところで破堤したとしてそれぞれ最悪のケースを示してある。県としては、防災対策の優先順位化を行い、あらゆることをすべて考えるよりは、より起こりやすい被害状況を考えながら効率よく対策をとる必要がある。

地震の場合は、想定する地震を決めて、地域の地盤も考えながら、起こりうる事態を予測してマップを作製する。

国土交通省木曾川下流河川事務所では、海溝型の地震を想定して、延長60kmの木曾三川の堤体の弱点がどこにあるか、10ケースくらいの堤防の断面を想定して、どれくらい相対的に弱いかを検討したうえで、耐震化の優先順位を決めている。起こりうる危険度を相対的な違いを見ながら耐震化事業をしている。一度参考にされてはどうか。

樋門の補強については、構造物が振動に対して強くなることは重要であるが、その下の地盤が液状化して不等沈下して使えなくなることが多い。今回想定の海溝型地震の場合は、液状化による被害が非常に突出して出てくるので、そういったことも踏まえて検討されてはどうか。

→いただいた考えも踏まえて治水対策と優先順位化の参考にさせていただきたい。

耐震化については、記載させていただいたものは部材の評価しか明示していないが、基礎地盤の液状化対策についても別途検討が必要になってくることもあり、国の技術指針の動きがあるので最新の知見を取り入れながら、対策工事を進めていきたい。

・浄化施設は、どの程度のものか。

→河川で行う浄化施設は、下水道の処理施設ほどのものではなく、公共下水道から出てきた後に、礫間浄化のようなもので接触させて酸化させて有機物を取っていくといった簡易なものである。下水道処理だけではなかなか手が回らないところを河川サイドと住民の方と協働して、総合的な浄化対策として進めてきたものである。

・誤解するといけなひなので、大規模な浄化施設とは区別をするように書いた方がいいのではないか。

・「河道内浄化施設」などの表現にしてはどうか。

・治水事業の効果が示してあるが、浸水区域の残るところがある。その中には、伝統的な施設である不連続堤の霞堤が存在するところが相当あり、これを維持していかないといけないという課題もある。

・相川・大谷川について、JR 東海道本線の改築の見込みはどうか。これが終わらなければ洗堰が解消できないのか。

→最終的には、洗堰の解消が到着目標である。洗堰を上げる際には、地域との合意形成を図ってきたということもあり、この順番にやっていくというのが流れである。今は JR 東海道本線の嵩上げに向けて協議を進めている。

・年数がかかると思うが洗堰の改築はどの程度までできそうか。毎年ぎりぎりの状態を続けていくのか。

→洗堰を段階的に整備するという考え方があるかと思うが、現在、最終段階をむかえていることからそれはなじまない。お金と時間はかかるが、着々と 10 年先に向けて、現実的なスケジュールを持って進めていきたいと考えている。

・書きぶりの問題であるが、新五流総が策定された平成 19 年度以前から継続している事業を新五流総としての成果としているがどうか。

→各事業と新五流総との関係ですが、事業によっては新五流総策定以前から進め完成が短期目標期間中のものであるが、その後の改修も含めて整備を行ったため、そのような表現となっている。若干フォローが不足している点もあるので訂正することとする。

・残事業で余裕高の確保とあるが、「中小河川に関する河道計画の技術基準 (H20.3)」の中で上流の水位が高くなると下流に影響が出るから、なるべく余裕高を設けないとされているが、その点との調整はどうなっているのか。

→余裕高の確保については、通達があることは承知しているが、本河川の高水位は合流先の河川の水位の影響をかなり受けるということ、具体的には合流先である揖斐川の影響を受けることを想定して設定した高水位ということである。よって、上流の影響が下流にあるということではないのでこの考え方で問題ないと思う。

・大谷川の新幹線の橋梁のところは問題ないか。

→問題無い。

・長寿命化について聞きたい。

「安全を持続的に確保するために今後の河川管理のあり方についての答申」が昨年出され、河川構造物についても維持管理を適切に行うこととされている。そういったことを踏まえて、河川構造物の老朽化への対応の考え方が述べられているのは、非常に結構なことだと思う。答申の基本となるのは、平成 20 年の「河川用ゲート設備の点検・設備・更新検討マニュアル」であり、考え方の基本は、限られた予算の中で、寿命が来る施設が増えてくるので、それを合理的に行う必要があるため、まず点検をしっかりとやるということである。個々の設備の健全度を評価し、どの位まで使用できるかを考える。優先順位をつけて更新していこうということが基本となっている。そのためには点検をしながら傾向管理をし、どれくらい持つか評価をしていかなければいけない。中々大変な事であるが、点検の方法も合わせて考えなければいけない。あわせて大変であるが、「点検計画」と「更新・維持管理計画」を立てていく事を是非していただきたい。まだ、国土交通省でもきちっとやっているところが少ないので、岐阜県が先行してやることはいいことなので、是非お願いしたい。

・自然環境の目標を達成するためのポイント検討事項で、在来土を利用して従来植生の復元を行うとしている。この河川の事例としてはいいのかもしれないが、誤解をうけないようにしていただきたい点がある。修復箇所が自然との共生で問題になる外来植物や特定外来植物等の生育もあるので、そのようなところの在来土を利用することは、また復元前と同じことになるので、このあたりの表現方法を十分ご検討いただければいいかと思われる。

・長寿命化のところの事後とか点検事後について、単に事後と書かれているが、どんな状態の事後なのか。

→基本的に機能に支障が出そうとか、出ているというときに更新を行っていく時点を事後としている。県では予算が限られているため、壊れそうで危険な状態に対応しているのが実態である。今後は動的な考え方などを学識者である高見委員のご指導の下取り込んでいきたいと考えている。

・それぞれの対象とするものはある程度カテゴリー分けがされているが、もう少し細かく分けてそれぞれの部品とか、構造とかの特徴でどこから悪くなり、そのままにしておくと全体に具合が悪くなってしまおうとか、そういったところの分析、見極めが大事であると思われる。大変な作業になるができるだけ進めていただきたい。